

重要事項説明書

説明した日： 年 月 日

《本書面の利用について》

建築士事務所の開設者は、建築士法第24条の7の規定により、建築士が行う設計と工事監理の業務委託契約を締結しようとするときは、工事種別、工事規模、工事金額等に係らず、建築主に対して所定の事項を説明し、書面（重要事項説明書）を交付しなければなりません。

本契約書式では、「小規模建築物・設計施工一括用の設計合意書」の取り交わし時までに設計の重要事項を、「小規模建築物・設計施工一括用工事請負等契約」締結時までに工事監理の重要事項を、それぞれ所定の事項を説明し、説明事項を記載した重要事項説明書を交付して履行しなければなりません。その際に本書面を利用することができます。

なお、「小規模建築物・設計施工一括用設計合意書」の取り交わし時までに、設計と工事監理を含めた重要事項説明、重要事項説明書の交付を同時に（1回で）実施することもできます。

委託者（建築主）

様

受託業務名称（工事の名称）：

受託業務名称（業務の種別）：設計 工事監理 設計と工事監理

建築士事務所の名 称：

建築士事務所の所在地：

開 設 者 の 氏 名：

（受託者が法人の場合、開設者の氏名は法人の名称及び代表者氏名）

1. 対象となる建築物の概要

建設予定地：

主 要 用 途：

工 事 種 別：

規 模 等：

2. 作成する設計図書の種類

3. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

① 工事と設計図書との照合の方法： 立会い又は書類等による照合・確認を抽出により行う。

② 工事監理の実施の状況に関する報告の方法： 工事終了後に一括して工事監理報告書を提出する。

4. 設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画

① 設計又は工事監理の一部を委託する予定：あり なし

② 委託する業務の概要及び委託先（ありの場合の内容等）

委託する業務の概要：

建築士事務所の名 称：

建築士事務所の所在地：

開 設 者 の 氏 名：

（受託者が法人の場合、開設者の氏名は法人の名称及び代表者氏名）

5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

(法第24条の8第1項第1号、第24条の7第1項第3号)

① 設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士

〈氏名〉 _____

〈資格〉 (_____) 建築士 〈登録番号〉 (_____)

〈氏名〉 _____

〈資格〉 (_____) 建築士 〈登録番号〉 (_____)

(建築設備の設計に関し意見を聴く者)

〈氏名〉 _____

〈資格〉 _____

② 工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士

〈氏名〉 _____

〈資格〉 (_____) 建築士 〈登録番号〉 (_____)

〈氏名〉 _____

〈資格〉 (_____) 建築士 〈登録番号〉 (_____)

(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者)

〈氏名〉 _____

〈資格〉 _____

6. 報酬の額及び支払の時期

① 報酬の額： _____ 円 (税別金額)

② 支払の時期： _____

7. 契約の解除に関する事項

設計合意書「8. 解除に関する事項」による。

工事請負等契約約款第19条～第21条の規定による。

(説明をした建築士)

氏名： _____ ㊟

資格等： _____

上記の建築士から建築士免許証（免許証明書）の提示及び重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

_____ 年 月 日

(説明を受けた建築主)

住所： _____

氏名： _____ ㊟